

平成25年

セーフティメール 号外7

思いやり運転を...

12月6日

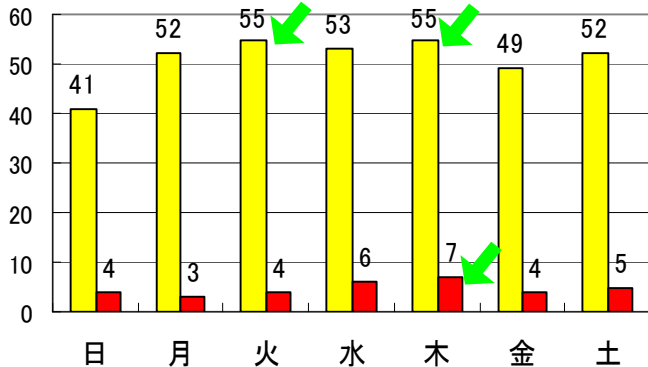


12月中の重大(死亡・重傷)事故発生状況

過去5年間(平成20年~24年)の累計(357件)の分析

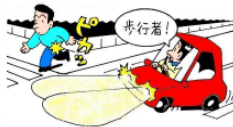
【曜日別発生状況】

■ 重大(死亡・重傷)事故件数
■ 死者数



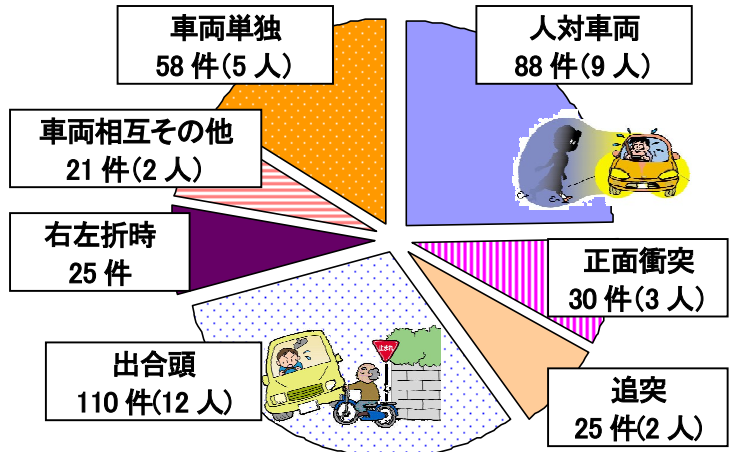
- ◆ 発生件数は火曜、木曜が各 55 件で最も多い。
- ◆ 死者数は木曜が 7 人で最も多く、水曜が 6 人で続く。

昨日までは大丈夫、でも今日はもしかしたら... という気持ちで安全確認を!



【事故類型別発生件数】

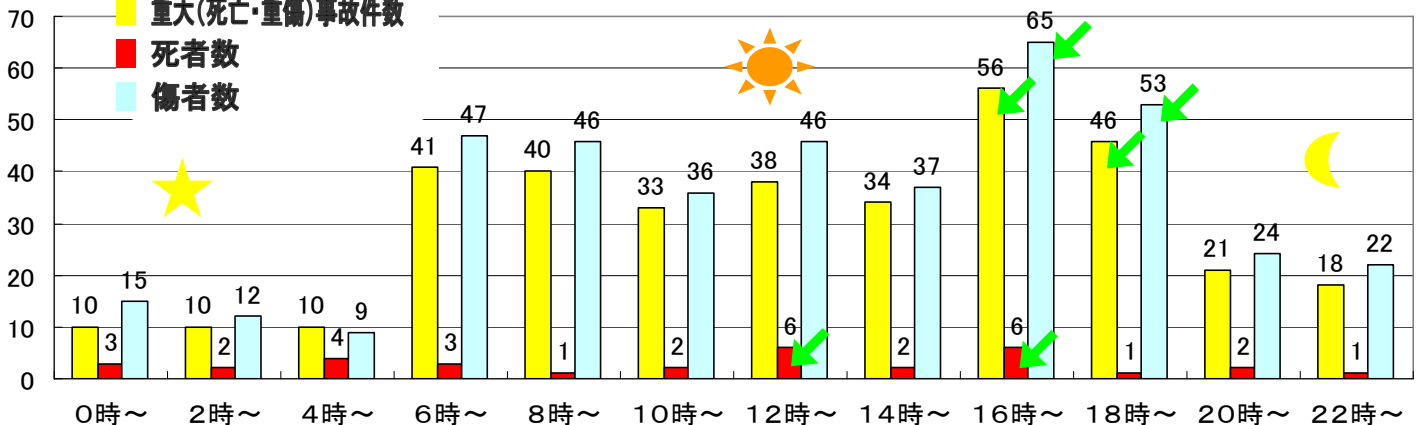
()内は死者数



- ◆ 出合頭事故が 110 件(30.8%)で最も多く、人対車両が 88 件で続く。
- ◆ 死者数にあっても、出合頭事故が 12 人(36.4%)で最も多く、人対車両が 9 人で続く。
- ◆ 過去 5 年間の一ヶ月平均と比較すると、人対車両の事故が 63.0%、出合頭事故の死者数が 71.4% 増加している。

【時間帯別発生状況】

■ 重大(死亡・重傷)事故件数
■ 死者数
■ 傷者数



- ◆ 発生件数は 16~18 時が 56 件で最も多く、18~20 時が 46 件で続く。
- ◆ 死者数は 12~14 時、16~18 時が各 6 人で最も多い。
- ◆ 傷者数は 16~18 時が 65 人で最も多く、18~20 時が 53 人で続く。

年末にかけて、1件でも事故をなくしましょう!

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp





県内の交通事故発生状況

《平成25年10月末の人身事故》

	件数	死者	負傷者
本年	6,411	65	8,392
昨年	6,494	58	8,408
増減数	-83	+7	-16

《うち高齢者の事故》

	件数	死者	負傷者
本年	1,584	25	1,039
昨年	1,469	29	977
増減数	+115	-4	+62

《正面衝突事故》

	件数	死者	負傷者
本年	188	9	270
昨年	175	7	238
増減数	+13	+2	+32

《信号無視による事故》

	件数	死者	負傷者
本年	279	4	397
昨年	267	3	371
増減数	+12	+1	+26

※ 今年は正面衝突事故と信号無視による事故が増加しています！

道路交通法の一部が改正されます！

平成25年12月1日施行

◆悪質・危険運転者対策



1 無免許運転、その下命・容認、免許証の不正取得の罰則引上げ

道路交通法第64条、第117条の2の2第1号

無免許運転

無免許運転の
下命・容認

免許証の
不正取得



改正前

1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金

改正後

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

※ 「下命・容認」とは、自動車の使用者等がその者の業務に関して、自動車の運転者に対して違法行為をすることを命じたり、運転者が違法行為をすることを認めることをいいます。

2 無免許運転幫助行為(自動車等の提供行為・同乗行為)の禁止

自動車等の提供行為

無免許運転をするおそれのある者に自動車等を提供し、その提供を受けた運転者が無免許運転した場合。



道路交通法第64条第2項、第117条の2の2第2号

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

同乗行為

自動車等の運転者が免許を受けていないことを知りながら、その運転者に対し自動車等を運転して自己を運送することを要求・依頼して同乗した場合。

道路交通法第64条第3項、第117条の3の2第1号



2年以下の懲役
または
30万円以下の罰金

◆ 自転車利用者対策



1 自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等に関する規定の整備

道路交通法第63条の10第1項・第2項、第120条第1項第8号の3・4

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車のブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令することができます。



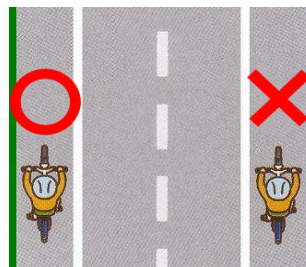
命令に違反した場合

5万円以下の罰金

2 自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

道路交通法第17条の2第1項

軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。



違反した場合

「通行区分違反」となり

3月以下の懲役
または
5万円以下の罰金

※ 軽車両とは、自転車、リヤカー、荷車、馬車などをいいます。

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室
TEL 077-522-1231(代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp

